



“合理的配慮”を“存じですか

「対話を通して、障害のある方との間の「バリア」を取り除こう」

1 合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある方から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、過重な負担でない範囲で対応することです。障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮の内容は、障害特性や、場面・状況に応じて異なります。その提供に当たっては、障害のある方との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

事業者による「合理的配慮の提供」



2 「過重な負担」の考え方

「過重な負担」の判断は、業務・事業への影響や実現可能性、費用負担の程度など、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

「過重な負担」に該当すると判断した場合は、丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めるほか、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められます。

3 相談窓口

県や各市町村では、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者差別や合理的配慮に関する相談員を配置し、県民や事業所などからの相談を受け付けています。

- 障害福祉課
電話 098-866-2190
- 各市町村の障害福祉担当課

合理的配慮の提供事例

視覚障害

商品の場所と値段がわからない。

店員が売り場に案内し、商品の価格を読み上げた。

聴覚障害

会議の音声が聞き取れない。

音声を変換するアプリが搭載されたタブレットを提供した。

肢体不自由

飲食店や会議で車椅子のまま着席したい。

備え付けの椅子を片付け、車椅子のまま着席できるスペースを用意した。

内部障害・難病など

立った姿勢を保てないので座って手続きをしたい。

スタッフが座席に行き、手続きを行った。

知的障害

言葉だけの指示だと内容を理解できず混乱する。

身振り手振りやコミュニケーションボードなど視覚情報も用いて内容を伝えた。

精神障害

大勢の人がいる待合室の中での順番待ちが難しい。

比較的周りの視界が遮られる場所に移動してもらい、順番待ちができるようにした。

発達障害

初めての活動に対し不安があり参加できない。

活動を始める前に、活動内容や手順を確認し、安心して取り組めるよう配慮した。

問い合わせ 障害福祉課 電話：098-866-2190 FAX：098-866-6916



沖縄県公式ホームページをリニューアルしました！
お気に入り・ブックマークの再登録をお願いします

